

宮城県公立高等学校
教育課程編成の手引

V 主として専門学科において
開設される各教科
【美術】

令和元年6月

宮 城 県 教 育 委 員 会
仙 台 市 教 育 委 員 会
石 巻 市 教 育 委 員 会

1 2 美術（専門）

(1) 改訂の趣旨及び要点

イ 目標の改善

教科の目標については、美術を専門に学習する生徒に対し、中学校美術科の発展として美術に関する専門的な内容を指導する教科であることから、「美術に関する専門的な学習を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、美的体験を豊かにし、美術や美術文化と創造的に関わる資質・能力を次の通り育成することを目指す」と示され、(1)「知識及び技能」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理し、これらが実現できるように示された。また、各科目の目標についても、教科の目標に応じて(1)、(2)、(3)の三つの柱で整理し、これらを相互に関連させながら育成できるように整理された。

ロ 科目の改善

形的な見方・考え方を働かせ、よりよい人生や社会の在り方を考え、問題を発見・解決し、新たな意味や価値を生み出す豊かな創造性の育成を目指して、従前、美術に関する学科において原則として全ての生徒に履修させる科目としていた「美術史」、「素描」及び「構成」に「美術概論」及び「鑑賞研究」を加えて再構成されている。

原則として全ての生徒に履修させる科目	
改訂	従前
第1 美術概論	第2 美術史
第2 美術史	第3 素描
第3 鑑賞研究	第4 構成
第4 素描	
第5 構成	

ハ 指導計画の作成と内容の取扱いの改善

「第3章 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」において、「題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、造形的な見方・考え方を働かせ、各科目の特質に応じた学習の充実を図ること。」及び「障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。」を新たに明示された。

(2) 美術科の目標

美術に関する専門的な学習を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、美的体験を豊かにし、美術や美術文化と創造的に関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 美術に関する専門的で幅広く多様な内容について理解を深めるとともに、独創的・創造的に表すことができるようにする。
- (2) 美術に関する専門的な知識や技能を総合的に働かせ、創造的な思考力、判断力、表現力等を育成する。
- (3) 主体的に美術に関する専門的な学習に取り組み、感性を磨き、美術文化の継承、発展、創造に寄与する態度を養う。

美術科の目標は、次のような視点を重視して改善を図っている。

目標では、美術科は何を学ぶ教科なのかということを明示し、美術に関する専門的な学習を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、美的体験を豊かにし、感性を磨き、表現と鑑賞に関する資質・能力を高めることを一層重視している。また、これからの社会的変化に創造的に適応することができるよう、情報化、国際化時代における人間としての在り方や生き方を追求し、美術や美術文化と創造的に関わる資質・能力を育成することを目指している。

そのため、具体的に育成を目指す資質・能力を(1)「知識及び技能」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理した。教科の目標の実現に向けては、これらの(1)、(2)、(3)を相互に関連させながら育成できるよう確かな実践を一層推進していくことが求められる。

(3) 科目の編成

今回の改訂では、科目の編成について、従前、美術に関する学科において原則として全ての生徒に履修させる科目としていた「美術史」、「素描」及び「構成」に「美術概論」及び「鑑賞研究」を加えて再構成された。

改 訂			従 前		
科目	標準単位数		科目	標準単位数	
第1	美術概論 ※	2～ 6	第1	美術概論	2～ 4
第2	美術史 ※	2～ 4	第2	美術史 ※	2～ 4
第3	鑑賞研究 ※	6～1 2	第3	素描 ※	2～1 2
第4	素描 ※	2～1 2	第4	構成 ※	4～ 6
第5	構成 ※	4～ 6	第5	絵画	6～1 2
第6	絵画	6～1 2	第6	版画	6～1 2
第7	版画	6～1 2	第7	彫刻	6～1 2
第8	彫刻	6～1 2	第8	ビジュアルデザイン	6～1 2
第9	ビジュアルデザイン	6～1 2	第9	クラフトデザイン	6～1 2
第10	クラフトデザイン	6～1 2	第10	情報メディアデザイン	2～ 6
第11	情報メディアデザイン	2～ 6	第11	映像表現	2～ 6
第12	映像表現	2～ 6	第12	環境造形	2～ 6
第13	環境造形	2～ 6	第13	鑑賞研究	6～1 2

※印は、原則として全ての生徒に履修させる科目

(4) 各科目について

各科目では、造形的な見方・考え方を働かせ、専門的な美術に関する資質・能力を育成することを目指すため、その科目ごとに「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の指導項目が示されている。

(5) Q & A

Q 「原則として全ての生徒に履修させる科目」は、「原則として」なので履修させなくてもよいか。

専門科目美術では、全ての生徒に「美術概論」「美術史」「鑑賞研究」「素描」「構成」を履修させてください。ここで「原則として」としている理由は、大規模な災害に見舞われるなどの非常事態等で、どうしても履修が成立できないような状況が発生してしまった場合を想定して付け加えられているためです。